

# 一般社団法人南埼玉郡市医師会定款

## 第1章 名称及び事務所

### (名称)

第1条 本会は、一般社団法人南埼玉郡市医師会と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県久喜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、日本医師会及び埼玉県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
- (2) 医学教育の向上に関する事項
- (3) 医学の関連科学との総合進歩に関する事項
- (4) 医師の生涯研修に関する事項
- (5) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
- (6) 地域医療の推進発展に関する事項
- (7) 地域保健の向上と地域福祉に関する事項
- (8) 保険医療の充実に関する事項
- (9) 医事衛生の調査研究に関する事項
- (10) 医業経営の安定、会員の福祉向上による地域住民の健康及び福祉の増進に関する事項
- (11) 看護専門学校の運営に関する事項
- (12) 医師会相互の連絡調整に関する事項
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、埼玉県の久喜市、蓮田市、白岡市及び南埼玉郡宮代町において行うものとする。

## 第3章 会員

### (構成員)

第5条 本会は、第4条第2項に規定する区域内において就業所を有し、週の過半を就業する医師であり、本会の目的に賛同し、事業に協力できる者をもって会員とする。

2 前項に規定する会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 会員は同時に日本医師会及び埼玉県医師会の会員となるものとする。

（入会）

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

2 前項に規定する入会申込書が提出されたときは、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長は、これを申込者に通知するものとする。

3 本会を除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議裁定を経て、理事会は、再入会を認めることができる。

（入会金等）

第7条 本会に入会しようとする者のうち、診療所又は病院を開設する者又は管理する者は、総会において定める本会所定の入会金及び医師会立学校建築分担金（以下本条において「入会金等」という。）を納入しなければならない。ただし、3親等内の親族から診療所又は病院を継承する場合は免除する。

2 前条第3項の規定により再入会を認められた者については、前項本文の規定を適用する。

3 前2項に規定する入会金等を納入しなければならない者は、入会金等を納入したとき以降、本会会員としての身分を取得する。

（会費及び負担金）

第8条 会員は、本会所定の会費及び負担金（以下「会費等」という。）を本会に納入しなければならない。

2 会費等の額並びにその徴収方法は、総会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、総会の決議を経て、その額を減免することができる。

（異動報告）

第9条 会員は、入会時に提出した入会申込書の記載事項に異動を生じたときは、理事会が別に定める異動報告書を会長に提出しなければならない。

（会員の本務）

第10条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。  
（報告、発表及び意見具申）

第11条 会員は、本会の目的及び事業について研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

（表彰）

第12条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところによ

り、表彰することができる。

(退会)

第13条 会員は、理事会が別に定める退会届書を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、次条第1項の審議にかかっている会員からの退会届書の受理を保留し、同条同項に基づく処分を行うことができる。日本医師会又は埼玉県医師会において同条同項に準ずる手続の審議にかかっている会員についても同様とする。

(会員の制裁)

第14条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき
- (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したとき
- (3) 医療行為に関し、法令に違反して、刑罰に処せられ、又は行政処分を受けたとき
- (4) 本会の会費等を1年以上滞納し、かつ催告を受けてなお納付しないとき
- (5) その他制裁を科すべき正当な理由があるとき

2 制裁は、次の各号に定める方法のうち、いずれかの方法により行う。

- (1) 戒告
- (2) 定款その他の規定により会員に与えられた権利の停止
- (3) 除名（前項第4号に該当する場合を除く。）

3 前項第1号又は同項第2号に該当する場合は、会長が理事会の決議を経て行うものとする。

4 第2項第3号に該当する場合は、理事会の決議を経た上、総会の決議を経て、行うものとする。

5 会費等の滞納者に対しては、別に定める規則に基づく請求手続により催告を行い、催告後1か月を過ぎても納入がないときは、第2項第2号に規定する制裁を行う。また、次項に規定する当該制裁の通知後、1か月を過ぎてもなお未納のときは、第15条第1項第3号の規定により、会員資格を喪失する。

6 第3項又は第4項の規定により制裁を科したときは、会長は、当該会員に対しその旨を通知するとともに、当該会員の氏名及び処分事由の概要を、埼玉県医師会及び日本医師会に通知しなければならない。

7 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会員の資格喪失)

第15条 第13条第1項及び前条第2項第3号のほか、会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 総会員の同意があったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 会費等を滞納し、第14条第5項に規定する期間が満了したとき
- (4) 日本医師会会員又は埼玉県医師会会員の資格を喪失したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第16条 会員が第13条第1項、第14条第2項第3号及び前条の規定により、本会会員資格を喪失したときは、本会に対する会員たる権利を失い、義務を免れる。

2 本会は、会員が会員資格を喪失しても、既納の入会金等、会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 総会

(総会)

第17条 総会は、すべての会員をもって組織し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第18条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事、総会の議長及び副議長並びに裁定委員の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 入会金等及び会費等の賦課徴収及び減免
- (7) 理事会が付議した事項
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 本会から選出する埼玉県医師会代議員及び予備代議員並びに埼玉県医師会理事及び裁定委員に推薦する候補者については、埼玉県医師会の定めに基づき総会で選定する。

(開催)

第19条 総会は、定例総会と臨時総会の2種とする。

2 定例総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回招集しなければならない。

3 前項の定例総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に理事会の決議を経て、会長が招集する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき
  - (2) 会員の5分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき
- 5 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内を開催の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 6 総会を招集するには、総会の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の2週間前までに会員に発しなければならない。

(総会の議長及び副議長の選定)

第20条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、総会において、会員の中から選定する。
- 3 議長及び副議長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定例総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(議長及び副議長の職務)

- 第21条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。
- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長及び副議長の後任者の選定)

- 第22条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。この場合、後任者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(議決権)

第23条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(総会の定足数及び決議)

第24条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事、監事、総会の議長及び副議長並びに裁判委員を選任する議決を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事、監事、総会の議長及び副議長並びに裁判委員の各候補者の合計数がそれぞれ第20条第1項、第29条第1項又は第46条第2項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選

任することとする。

(書面表決等)

第25条 会員は、法人法の定めるところにより総会において、書面をもって表決し、又は代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、すべての会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(総会への出席発言)

第26条 役員は、総会に出席して会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合にはこの限りでない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、議場に出席している会員の中から、2名を議事録署名人として当該会員の同意を得て指名する。

3 会長及び議長並びに前項の規定に基づき指名された議事録署名人は、第1項の議事録に記名押印する。

(総会の議事規則)

第28条 総会の議事に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

## 第5章 役員等

(種類及び定数)

第29条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上17名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第30条 理事及び監事は、本会会員の中から、総会の決議により選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の親族等割合の制限)

第31条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の事務局長その他の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（理事の職務及び権限）

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときにおいて、理事会が必要と認めたときは、副会長の中から、法人法上の代表理事を理事会の決議により選定し、会長の職務を代行する。

5 副会長が欠けたとき又は副会長に事故があるときにおいて、理事会が必要と認めたときは、理事会の決議により、他の副会長がその職務を代行する。

6 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第33条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局長その他の職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員の任期）

第34条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第29条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第35条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第36条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の責任免除)

第37条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第38条 本会に、任意の機関として、3名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議し、その任期は、会長の任期による。

4 第36条の規定は、顧問の報酬等について準用する。

## 第6章 理事会

(理事会)

第39条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備をいう。）

(6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

(招集)

第41条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。  
(議長)

第42条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第32条第6項に規定する報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 裁定委員会

(裁定委員会)

第46条 本会に裁定委員会を置く。

- 2 裁定委員会は、3名以上5名以内の裁定委員をもって構成する。

(裁定委員の選任)

第47条 裁定委員は、本会会員の中から、会員総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第48条 裁定委員の任期は、第34条第1項の規定を準用する。

- 2 裁定委員は、第46条第2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお裁定委員としての権利義務を有する。

(裁定委員の兼職禁止)

第49条 裁定委員は、本会の役員及び顧問又は他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(裁定及び調停)

第50条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定又は調

停を行う。

- (1) 第6条第3項の規定に基づく再入会に関する事項
- (2) 第14条に規定する会員の懲戒に関する事項
- (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項
- (4) 会員相互間の紛議に関する事項

2 前項の裁定を行うに当たっては、当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならぬ。

(委員の除斥)

第51条 裁定委員は、次の各号に掲げる事由が存するときは、その職務遂行から除斥される。

- (1) 当該委員が裁定又は調停の対象となったとき
- (2) 裁定又は調停の対象となった会員と使用関係にあるとき
- (3) 裁定又は調停の対象となった会員と特別の利害関係があるとき
- (4) 前各号に掲げる事由のほか、裁定委員の過半数が適当でないと認めたとき

(裁定委員会に関する規則)

第52条 裁定委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

## 第8章 委員会

第53条 会長は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

## 第9章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第54条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁に対する意見表明)

第55条 本会は、第3条の目的達成のため必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対し意見を述べることができる。

## 第10章 資産及び会計

(本会の経費)

第56条 本会の経費は、入会金等、会費等その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第57条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第58条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の

前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、理事会の承認を経た後、総会に報告するものとする。
- 3 第1項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第59条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定例総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
  - 4 本会は、第2項の定例総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の分配禁止)

第60条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計の規程等)

第61条 会計に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 事務局

第62条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

## 第12章 看護専門学校

第63条 定款第4条第1項第11号の事業を行うため、久喜市に久喜看護専門学校（以下「学校」という。）を設置する。

- 2 学校には、校長及び所要の職員を置く。

- 3 学校長は、理事会の決議を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。
- 4 学校の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

### 第13章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第64条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

#### (解散)

第65条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### (残余財産の帰属)

第66条 本会が前条の規定による解散により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第14章 公告の方法

#### (公告の方法)

第67条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 第15章 補則

#### (委任)

第68条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、前島静顕、副会長は比企秀男及び野原秋男とする。
- 3 この定款施行の際、現に理事及び監事の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、選任されたものとみなす。
- 4 この定款施行の際、現に総会の議長及び副議長の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、それぞれ選任されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の例による。

- 5 この定款施行の際、現に裁定委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、選任されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の例による。
- 6 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもつて、改正後の定款の規定に基づき、本会職員として任命されたものとみなす。
- 7 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第57条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

#### 附 則

この定款は、平成24年6月29日から施行する。

#### 附 則

この定款は、平成25年5月31日から施行する。